

税法上の区分及び法人住民税の取扱い等一覧表

法人税法上の区分	法人の種類		地方税法上の区分	代表的なもの	法人住民税の取扱い	
					均等割	法人税割
公共法人			法 296① I・25① I に掲げるもの	国、地方公共団体、土地改良区等	×	×
			上記以外のもの	独立行政法人、土地開発公社等	最低税率	×
公益法人等	収益事業を行わないもの	公益社団法人・公益財団法人	博物館の設置・学術研究目的のもの		×	×
			上記以外の公益社団法人・公益財団法人		最低税率(※)	×
		非営利型の一般社団法人・一般財団法人			最低税率	×
		上記以外の公益法人	法 296① II・25① II に掲げるもの	日本赤十字、社会福祉法人、宗教法人、学校法人等	×	×
		法人税法別表第 2 以外の法律により公益法人等とみなされるもの	政党法人格付与法の政党等		×	×
			上記以外で公益法人等とみなされるもの	商工会、認可地縁団体、NPO 法人等	最低税率(※)	×
	収益事業を行うもの(注 1)	公益社団法人・公益財団法人			最低税率	○
		非営利型の一般社団法人・一般財団法人			最低税率	○
		独立行政法人			○	○
		上記以外の公益法人等		社会福祉法人、宗教法人、学校法人等(注 2)	最低税率	○
		法人税法別表第 2 以外の法律により公益法人等とみなされるもの		商工会、認可地縁団体、NPO 法人等	最低税率	○
人格のない社団等	収益事業を行わないもの			法人登記をしていない社団、財団で、代表者または定めのあるもの。社交を目的とする PTA、同窓会、学会等	×	×
	収益事業を行うもの(注 1)				最低税率	○
協同組合等(注 1)				農業協同組合、農事組合法人(給与支払いなし)、消費生活協同組合、中小企業等協同組合、信用金庫、森林組合等	○	○
普通法人			一般社団法人・一般財団法人		最低税率	○
			上記以外のもの	株式会社、有限会社、合同会社、合資会社、医療法人、相互会社、協同組合、企業組合、農事組合法人(給与支払いあり)	○	○
個人	法人課税信託の引受けを行うもの				×(注 3)	○

(注 1) 確定申告は必要ですが、中間(予定)申告は不要です。

(注 2) 社会福祉法人、更正保護法人、学校法人または私立学校法第 64 条第 4 項の法人については、収益事業による所得の 90%が本来の目的に充てられているものは、収益事業の範囲に含めないものとします。

(注 3) 個人均等割・所得割、法人税割が課税され、法人均等割は課税されません。

※沼津市において均等割が最低税率、法人税割りが非課税のうち、減免にあたるものは次の通りです。

- 公益社団法人または公益財団法人で収益事業を行わないもの。
- 地方自治法第 260 条の 2 第 1 項に規定する認可地縁団体で収益事業を行わないもの。
- 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人で収益事業を行わないもの。
 - 毎年 4 月 30 日までに、均等割申告書・減免申請書・決算書の写しの提出が必要となります。
 - 一般社団法人、一般財団法人は収益事業の有無に関わらず、沼津市では減免対象外です。